

## 松前町社会教育関係団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体を育成するとともに、社会教育活動を積極的に推進するため、社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 社会教育関係団体として登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育事業を継続的かつ計画的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できる団体であること。
- (2) 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
- (3) 町内に在住・在勤・在学する者が概ね10人以上の団体であること。
- (4) 団体意思を表明する代表者及び組織が確立し、規約を定めていること。
- (5) 団体の主たる活動場所及び代表者の住所が町内にあること。
- (6) 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明確になされていること。
- (7) 会員相互の親睦・交流のみを目的とする団体又は授業料を徴すると認められる団体でないこと。
- (8) 特定の学校、企業等のクラブ活動の団体でないこと。
- (9) 営利事業、政治及び宗教活動を目的としない団体であること。

(適用団体)

第3条 社会教育関係団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 家庭教育に関する団体
- (4) 体育、スポーツ又はレクリエーションに関する団体
- (5) 芸術文化に関する団体
- (6) 地域学習並びに活動等に関する団体
- (7) その他、これに準ずる団体として特に教育委員会が認める団体

(登録申請)

第4条 社会教育関係団体の登録を受けようとする団体は、社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 規約(会則)
- (2) 役員名簿(会長・副会長・会計・会計監査)
- (3) 会員名簿
- (4) 活動報告書及び決算書

( 5 ) 活動計画書及び予算書

( 6 ) その他教育委員会が必要と認める書類

( 登録決定及び却下 )

第 5 条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに登録の可否を決定し、当該団体に社会教育関係団体登録（決定・却下）通知書（様式第 2 号）により通知する。

( 登録の有効期間 )

第 6 条 登録の有効期間は、登録通知書の交付の日から 3 年以内で教育委員会が定めた日までとする。

2 ただし、期間途中で登録した団体については残りの期間とする。

( 登録後の手続等 )

第 7 条 社会教育関係団体はその規則及び役員等に変更があった場合は、速やかに教育委員会に社会教育関係団体登録変更申請書（様式第 3 号）により届け出なければならない。

2 登録団体として継続を希望する団体は、登録の有効期間の到来 20 日前までに社会教育関係団体登録申請書に、第 4 条各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

( 登録の取り消し )

第 8 条 教育委員会は、団体が登録基準に適合しないと認めたとき又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、登録を取り消すことができる。

( 登録団体への支援 )

第 9 条 教育委員会は、社会教育活動の振興を図るため、次の支援を行う。

( 1 ) 教育施設の使用料の減免。ただし、松前総合文化センター広域学習ホールは除く。

( 2 ) 町民の求めに応じて登録団体の情報を提供する。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。